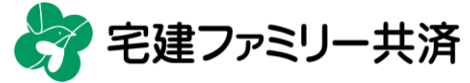


2025年2月21日

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により  
被害を受けられた皆さまへ



令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

宅建ファミリー共済 事故受付センター  
フリーダイヤル 0120-0810-75  
24時間・365日受付

災害救助法適用地域でご契約をいただいているお客さまへ

弊社では、令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により災害救助法が適用された地域で、ご契約をいただいているお客さまを対象に継続（更新）契約の「契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、以下の窓口までお申出ください。

※災害救助法適用都道府県（適用市町村）は下記をご参照ください。

宅建ファミリー共済 お客さま専用窓口  
フリーダイヤル 0120-0810-56  
受付：平日9時～17時（土日祝日を除く）

記

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日
青森県	青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし）	2月25日

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日
	つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし） 西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）	
新潟県	南魚沼市（みなみうおぬまし）	2月20日

以上